

深呼吸したくなるまち

エコみっけ

ここはエコのど真ん中

発行・編集
見附市 都市環境課
〒 954-8686
新潟県見附市昭和町2丁目1番1号
TEL : 0258-62-1700
FAX : 0258-62-7062
メール : token@city.mitsuke.niigata.jp

だんだんと暖かい日が多くなり、もうすぐ春到来です。
進学・就職などで新しい生活をスタートする季節。
この時期にお問い合わせが増える、ごみのどうしたらいい?をご紹介します。



引越しなどで大量にごみが…どうしたらいい?

引っ越しのような特別な事情がある場合、
ごみを直接、清掃センターへ持込むことができます。

特別な事情とは?

- ★引越しや冠婚葬祭などで、一時的に大量のごみが出る場合
- ★収集日まで待てない緊急性がある場合
(※引っ越しの日が決まっている等)

清掃センター 椿澤町4834番地

持ち込み時間

月～金	9時から16時
土	9時から12時

(日、祝日、年末年始は休み)

直接搬入の際の注意事項

処理手数料 

燃えるごみ・燃えないごみ

10kgにつき100円

粗大ごみ

事前に、「粗大ごみ処理券」を指定袋等取扱店で購入し、貼って持ち込む

※清掃センター・市役所では処理券を販売しておりませんのでご注意ください

★『廃棄物処理施設直接搬入届出書』の提出が必要です
必要事項をご記入のうえ、清掃センターへごみを持ち込む際にご提出ください。

- ★届出用紙の配布施設★
- ◎市役所 都市環境課
 - ◎今町出張所
 - ◎ネーブルみっけ
 - ◎中央公民館
 - ◎北谷公民館
 - ◎葛巻地区ふるさとセンター
 - ◎新潟公民館
 - ◎上北谷公民館
 - ◎保健福祉センター
 - ◎北谷南部地区ふるさとセンター
- ※市ホームページからもダウンロードできます

★見附市指定ごみ袋には入れないでください
(※指定袋に入れて持ち込まれた場合でも、処理手数料はいただきますのでご注意ください)

★事前にきちんと分別をしたうえで持ち込んでください
燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみに分別してください。

※古紙、古着、ペットボトル、びん、缶などは資源回収棟などを利用し、資源として排出をお願いします。

分別の重要性

正しく分別された資源ごみは、新たな製品として生まれ変わることができる貴重な資源です。分別することで、廃棄物の減少やリサイクルの促進に貢献し、美しい環境を未来の世代に引き継ぐことができます。
環境保護は私たち一人ひとりの行動から始まります。小さな行動が大きな変化を生み出すことに期待しましょう。

分別のしかたがわからない…どうしたらいい?

ごみの分別のしかたをチェックできるガイドブックをご用意しています。家庭ごみの分別およびリサイクルにご活用ください。見附市HPでもご覧いただけます。



こちらのQRコードから



お問合せ先
都市環境課環境企画係
(☎62-1700 内線172)



見附市ホームページから「チャットボットに質問する」をクリックして、ごみ・リサイクルの質問を入力してみてください。よくあるごみの分別のしかたを答えてくれます。

注目!

チャットボットに質問する

見附市チャットボット

こんにちは！お問合せ内容をお選びいただくか、ご質問内容をご入力ください。

- コロナ・救急医療・災害
- 妊娠・出産・子育て
- 保育園・学校
- ごみ・リサイクル
- 税金・料金
- 観光・公共交通
- 住宅・都市計画

質問を入力してください



家電製品を捨てたい・・・どうしたらいい？

「家電リサイクル法」の対象4品目は、
廃棄方法が法律で定められているため、
市では回収できません。

家電リサイクル 対象品目	テレビ	冷蔵庫 冷凍庫
	洗濯機 衣類乾燥機	エアコン

次のいずれかの方法で処分してください

いずれの処分方法でも、リサイクル料金(家電リサイクル券)が必要です
(※リサイクル料金はメーカー、品目などにより異なります)

1.ご自身で指定引取場所へ持ち込む

郵便局で家電リサイクル券を購入し、
指定引取場所へ直接持ち込む

※家電リサイクル券をご購入前にメーカー名、
大きさ(型番、内容積など)をご確認ください

指定引取場所		
(株)豊和商事	長岡市 新組町字筒場2474-1	0258-24-6322
日本通運(株) 中越支店	長岡市 要町1-4-44	0258-36-4400

2.家電販売店もしくは、一般廃棄物処理許可業者に引き取ってもらう

家電販売店もしくは、一般廃棄物処理許可業者に引き取ってもらう場合、リサイクル料金(家電リサイクル券)のほかに収集・運搬費用が必要となります

(※ご自身で家電リサイクル券を購入する必要はありません。)

リサイクル料金(家電リサイクル券)を含めた収集運搬費用が販売店もしくは一般廃棄物許可業者から請求されます。)

見附市一般廃棄物処理許可業者		
(株)高橋産業	上新田町5-19	0258-66-2986
(株)小林先二商店	今町5-3-5	0258-66-2388
(株)越佐	新町1-12-3	0258-62-2326
(有)寺尾産業	今町3-3-10	0258-61-2348

★ 家電販売店に、引き取ってもらう

新しく買い替えをする場合、
家電販売店に引き取りも一緒に依頼しましょう。
お店によって引き取り方法や収集・運搬費用が違いますので、
事前にご確認ください。

★ 一般廃棄物処理許可業者に引き取ってもらう

買い替えをせず、購入店もわからない場合、左記の業者に引き取り
を依頼してください。

廃棄物の処分に「無許可」の 回収業者を利用しないでください！

市の許可や委託を受けない回収業者が
ご家庭のごみを収集することは認められていません。

このような業者にご注意ください！



無許可の回収業者に引き渡すと、法を守った適正な処理が確認できず、不法投棄や不適正処理につながります。

家電リサイクル法対象4品目以外の家電製品は、どうしたらいい？

回収ボックスに投入できる大きさ

縦15cm×横35cm×奥行20cm以下の

小型のもので、電気または電池で動くものを、

小型家電として回収しています。

捨ててしまいがち？

こんなものも小型家電です



小型家電回収ボックス
設置場所

葛巻資源回収棟

(株)ノジマ見附店

葛巻地区ふるさとセンター

ネーブルみつけ



回収ボックスに投入できない大きさの家電は、品目や大きさ、重さによって捨てかたが異なりますので、
「ごみの分け方出し方ガイドブック」または、見附市ホームページ上にあるチャットボットをご利用いただき、ご確認ください。